

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>家族づくり応援事業</p> <p>対象者：みどり市に住民登録している方</p> <p>内容：出産祝金として現金1万円を贈呈、併せて希望する方に赤ちゃんの名入りストラップ（市産材）を贈呈</p> <p>問合せ：《市民課 市民係》 TEL：0277-76-0972</p>
	<p>子育て支援紙おむつ給付事業</p> <p>対象者： <ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯の18歳(18歳到達後最初の3月31日までの間)以下の児童を3人以上養育し、かつ、2歳未満の児童がいること。 ・児童及び保護者がみどり市に住所があること。さらに、外国人の場合は在留期間が1年以上であること。 ・市税、保育園保育料などの滞納がないこと。 </p> <p>内容：子育て世帯を支援するため、対象児童を養育する世帯に対して、紙おむつを給付することにより、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図る。給付要件を満たす世帯に対し、市の指定店で紙おむつを購入できる紙おむつ等給付券（1ヵ月につき1,000円券を2枚）を交付する。</p> <p>問合せ：《こども課 こども福祉係》 TEL：0277-76-0995</p>
	<p>第3子以降保育料無料化事業</p> <p>対象者：以下の全てに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯で18歳(18歳到達後最初の3月31日までの間)以下の児童を3人以上扶養していて、3歳未満児が第3子以降で、認可保育園等に入所している。 ・市税と保育料に滞納がないこと。 </p> <p>内容：対象児童の保育料無料</p> <p>問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0277-76-0995</p>
	<p>第3子以降副食費助成事業</p> <p>対象者：以下の全てに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯で18歳(18歳到達後最初の3月31日までの間)以下の児童を3人以上扶養していて、3歳以上児が第3子以降で保育園・認定こども園・幼稚園に入所している。 ・市税と保育料に滞納がないこと。 </p> <p>内容：対象児童の副食費（月額上限4,500円）助成</p> <p>問合せ：保育所・認定こども園：《こども課 子育て支援係》 TEL：0277-76-0995 幼稚園：《学校教育課 学事係》 TEL：0277-76-9845</p>
	<p>子ども医療費助成事業</p> <p>対象者：義務教育終了前の子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども）</p> <p>内容：医療保険自己負担分及び入院時食事療養費標準負担額を助成する。</p> <p>問合せ：《市民課 医療助成係》 TEL：0277-76-0972</p>
	<p>わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助事業</p> <p>対象者：わたらせ渓谷鐵道を利用し東町から高等学校等へ通学する生徒の通学定期券を購入している生徒の保護者</p> <p>内容：みどり市東町から高等学校及び養護学校へ通学する生徒の通学費に対し負担の軽減を図り過疎地域における定住を促進するため、通学費の一部に対し補助金を交付する。（補助額）東町各駅からの通学定期代が、上神梅駅～桐生駅間の通学定期代を超える部分の金額</p> <p>問合せ：《東市民生活課 市民福祉係》 TEL：0277-76-0984</p>
	<p>奨学金貸与事業</p> <p>対象者：次のいずれにも該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な理由により修学が難しい方 ・市内に1年以上住所を有する世帯の中で、大学院、大学、短大、専修学校の専門課程、高校（中等教育学校の後期課程や特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学する方 ・学力優秀・品行方正であって、卒業した、または在学する学校長が推薦する方 ・他の奨学金を受けていない方 </p> <p>内容：在学又は入学する学校の正規の修学期間内を貸与期間とし、無利子で貸与します。貸与月額の上限は次のとおりです <ul style="list-style-type: none"> ・大学院・大学・短大・専修学校専門課程（自宅外）：30,000円 ・大学院・大学・短大・専修学校専門課程（自宅）：20,000円 ・高校生・専修学校高等課程・高等専門学校：10,000円 </p> <p>問合せ：《教育総務課 施設係》 TEL：0277-76-9844</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>学校給食費無料化</p> <p>対象者：みどり市立の小・中学校に在籍する児童生徒</p> <p>内 容：みどり市立の小・中学校で児童生徒に提供される給食を無料化します。 食育の教材となる給食の食材費用は市が負担し、保護者からは徴収しません。また、無料化に際し、特に条件は設けません。</p> <p>問合せ：《教育総務課 大間々学校給食センター》 TEL：0277-46-9491</p>
	<p>学校給食費補助事業【食物アレルギー対応補助金交付事業】</p> <p>対象者：食物アレルギーのため給食を食べられず、代替措置として恒常的に弁当を持参している、無料化対象児童生徒の保護者 ※お弁当の持参については、学校長の承認・決定が前提となります。また、一部お弁当持参の場合は対象外です。</p> <p>内 容：対象となる児童生徒が在籍する学校において、学校給食の代わりに持参したお弁当を食した回数1回あたりにつき以下の金額を補助します。</p> <p>①小学校 244円 ②中学校 287円</p> <p>問合せ：《教育総務課 大間々学校給食センター》 TEL：0277-46-9491</p>
	<p>不妊治療費助成事業</p> <p>対象者：不妊治療を行っている夫婦で下記要件をすべて満たす人 ・法律上の婚姻関係にある夫婦 ・申請日の1年以上前から市内に住民登録がある ・医療保険に加入している ・市税の滞納がない</p> <p>内 容：不妊治療に要した医療費の自己負担額の2分の1とし上限は20万円（千円未満切り捨て）※県の助成を受けている場合はその額は差し引かれます。 助成回数：申請は1年につき1回とし通算5回まで 助成対象期間：1月1日～12月31日までの治療分 申請期間：助成対象期間の年の4月1日～翌年1月31日</p> <p>問合せ：《健康管理課》 TEL：笠懸保健センター 0277-76-2510 大間々保健センター 0277-72-2211 東支所（東保健センター）0277-76-0984</p>
	<p>不育症治療費助成事業</p> <p>対象者：不育症の治療を行っている夫婦で下記要件をすべて満たす人 ・法律上の婚姻関係にある夫婦 ・申請日の1年以上前から市内に住民登録がある ・医療保険に加入している ・市税の滞納がない</p> <p>内 容：医師が認めた不育症治療に要した医療費の自己負担額の2分の1とし上限は20万円（千円未満切り捨て） 助成回数：申請は1年につき1回とし通算5回まで 助成対象期間：1月1日～12月31日までの治療分 申請期間：助成対象期間の年の4月1日～翌年1月31日</p> <p>問合せ：《健康管理課》 TEL：笠懸保健センター 0277-76-2510 大間々保健センター 0277-72-2211 東支所（東保健センター）0277-76-0984</p>
	<p>産婦健康診査事業</p> <p>対象者：みどり市内に住所を有する産婦</p> <p>内 容：産後間もない時期の健康状態を確認し、安心して育児が出来るようサポートするため、産婦健康診査（2回分）の費用を一部助成します。 健診実施時期：産後2週間頃、産後1か月頃</p> <p>問合せ：《健康管理課》 TEL：笠懸保健センター 0277-76-2510 大間々保健センター 0277-72-2211 東支所（東保健センター）0277-76-0984</p>
	<p>母乳外来助成事業</p> <p>対象者：みどり市内に住所を有する、出産後4か月までに母乳外来を利用した産婦</p> <p>内 容：産科医療機関や助産院の母乳外来にかかる費用を一部助成します。 助成回数：出産1回につき5回まで 助成額：1回につき上限1,000円（費用が上限に満たない場合はその金額） 申請方法：出産後6か月になるまで</p> <p>問合せ：《健康管理課》 TEL：笠懸保健センター 0277-76-2510 大間々保健センター 0277-72-2211 東支所（東保健センター）0277-76-0984</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>産後ケア事業</p> <p>対象者：みどり市に住所を有する産後3か月までの産婦とお子さんで次の条件に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・心身の不調や強い育児不安がある ・家族等から家事や育児等への支援が受けられない ・母子ともに病院等への入院治療を必要としない </p> <p>内 容：協力医療機関で助産師等の専門スタッフから、こころとからだ、育児のサポートを受けることが出来ます。（利用時自己負担金あり）</p> <p>利用者負担：宿泊型（1泊） 8,400円 日帰り型（1日） 4,000円 日帰り型（半日） 2,000円</p> <p>問合せ：《健康管理課》 ℡：笠懸保健センター 0277-76-2510 大間々保健センター 0277-72-2211 東支所（東保健センター）0277-76-0984</p>
	<p>妊婦歯科健診</p> <p>対象者：みどり市に住所を有する母子健康手帳の交付を受けた妊婦</p> <p>内 容：妊娠中に1回、歯科健診の費用を助成します。 受診方法：登録歯科医院に予約をして受診 健診内容：問診・口腔内診査・結果説明</p> <p>問合せ：《健康管理課》 ℡：笠懸保健センター 0277-76-2510 大間々保健センター 0277-72-2211 東支所（東保健センター）0277-76-0984</p>
住宅支援	<p>定住促進住宅事業</p> <p>対象者： <ul style="list-style-type: none"> ・みどり市東町地域に定住する意志を有する者 ・税の滞納のない者 ・身元引受人を1名つけられる者 ・家賃を支払う収入がある者 ・暴力団員でない者 </p> <p>内 容：市内の東町地域の産業振興、教育・文化及び地域の活性化のため、定住を希望する者に、市の所有する集合住宅（沢入住宅）を賃貸する。</p> <p>問合せ：《建設課 住宅政策係》 ℡：0277-76-1904</p>
	<p>定住促進住宅用地分譲事業</p> <p>対象者： <ul style="list-style-type: none"> ・次の①又は②のいずれかに該当する方 ①自ら又は直系卑属※1の親族が居住する住宅※2を建築するため、宅地を必要としている方 ②自ら又は直系卑属※1の親族が既存の住宅※2の宅地とともに使用するため、宅地を必要としている方 ・指定期日までに土地代金及び登記に要する費用を一括払いできる方 ・自ら又は直系卑属※1の親族が、暴力団員でない方 </p> <p>対象者：次の条件又は分譲契約事項に違反した場合は、分譲した宅地を分譲価格でみどり市が買い戻します。なお、契約日から10年間は、買戻特約登記を設定します。 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅※2を新築する場合は、自ら又は直系卑属※1の親族が居住するための一戸建専用住宅※2又は一定規模・用途の店舗等併用住宅（建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅をいう。）※2とすること。 ・自ら又は直系卑属※1の親族が既存の住宅※2の宅地とともに使用する場合は、資材置場や機械置場等の事業の用に供しないこと。 ・権利設定（変更）しないこと。 </p> <p>※1 自分より後の世代である子・孫などの直通する系統の親族のこと。 ※2 生活の本拠とするものに限る。</p> <p>内 容：浅原分譲地(1区画) ・面積（登記面積）301.98㎡、（敷地有効面積）253.88㎡ ・価格 1,087(千円)</p> <p>東町並分譲地(3区画) ・面積 253.36～278.39㎡ ・価格 1,292～1,503(千円)</p> <p>問合せ：《都市計画課 都市計画係》 ℡：0277-76-1903</p>

分類	事業名（対象者・内容）
	<p>勤労者資金貸付事業</p> <p>対象者：同一事業所に1年以上継続して勤務し、市内に居住する若しくは、居住しようとする勤労者。</p> <p>内 容：住宅を建築・増改築、または既設住宅を購入するための費用及びそれに必要な宅地（400㎡以下）を購入するための資金</p> <p>範囲：住宅の用に供する延べ面積は50㎡以上165㎡以下であること 増改築は、増改築面積が10㎡以上（補修は除く） 中古住宅は築後10年以内であること</p> <p>融資条件：利率（固定） 年2.5% 限度額 資金総額の80%以内で1,000万円以下 返済期間 20年以内</p> <p>問合せ：《商工課 商工労政係》 TEL：0277-76-1938</p>
	<p>みどり市空き家バンク制度</p> <p>対象者：みどり市内の空き家物件を買いたい（借りたい）方あるいは売りたい（貸したい）方。</p> <p>内 容：市内への移住や定住を促進するため、所有者からの申請に基づき市内の空き家物件を空き家バンクに登録し、ホームページ等で賃貸または購入希望者へ空き家情報を提供する。</p> <p>問合せ：《建設課 住宅政策係》 TEL：0277-76-1904</p>
<p>住宅 支 援</p>	<p>住宅環境補助事業</p> <p>対象者：みどり市に住民登録がある建物所有者で、世帯全員に市税等の滞納がないこと。 施工業者が市内業者であること。</p> <p>内 容：市内に存在する一般住宅に対して、住宅の一部又は全部の増改築、修繕又は模様替え、機能向上など10万円以上の工事費に対し補助率1/10上限10万円の補助事業。</p> <p>問合せ：《建設課 住宅政策係》 TEL：0277-76-1904</p>
	<p>空き家改修補助事業</p> <p>対象者：空き家を購入した者、空き家の所有者から補助対象空き家を購入しようとする者又は補助対象空き家の所有者の法定相続人で、空き家を改修し5年以上居住する見込みがある者。市税の滞納のない者。施工業者が市内業者であること。</p> <p>内 容：市内に存在するおおむね1年以上使用されていない空き家の改修工事費用に対し、補助率2分の1の額で上限60万円。補助対象者が転入して補助対象空き家に居住する場合は転入者1人につき5万円を加算。加算の上限は20万円。</p> <p>問合せ：《建設課 住宅政策係》 TEL：0277-76-1904</p>

分類	事業名（対象者・内容）								
	<p>住宅用新エネルギーシステム等設置補助事業(太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電池、木質ペレットストーブ、薪ストーブ)</p> <p>対象者：・自らが居住する市内の住宅などに「太陽光発電システム」「リチウムイオン蓄電池」「木質ペレットストーブ」「薪ストーブ」を設置しようとする人。 ・住宅の用に供する床面積が、延べ床面積の1/2以上である人。 ・市税（国民健康保険税を含む）を滞納していない人。 ・市から過去に同一システムの補助金の交付を受けていない人。</p> <p>内 容：【太陽光発電システム】 (対象システム) ・太陽電池モジュールの最大出力が10kW未満であり、未使用であること。 ・同一年度内に電力需給を開始するもの。 (補助金額) ・最大出力1kWあたり3万円(上限5万円) 【リチウムイオン蓄電池】 (対象システム) ・蓄電容量が1kWh以上であり、未使用であること。 ・保証書の保証開始日が同一年度内であること。 (補助金額) ・一基あたり15万円 ※対象となる太陽光発電システムとリチウムイオン蓄電池を同時に設置する場合、合算した補助金額に5万円加算。 【木質ペレットストーブ】 (対象システム) ・木質ペレットを燃料として使用する設計及び仕様となっている、未使用の暖房機器であること。 ・保証書の保証開始日が同一年度内であること。 (補助金額) ・本体等購入費＋設置工事費の1/2以内の額（上限15万円） 【薪ストーブ】 (対象システム) ・薪を燃料として使用する設計及び仕様となっている、未使用の暖房機器であること。 ・保証書の保証開始日が同一年度内であること。 (補助金額) ・本体等購入費＋設置工事費の1/2以内の額（上限15万円）</p> <p>問合せ：《生活環境課 環境政策係》 TEL：0277-76-0985</p>								
	<p>浄化槽設置整備補助金</p> <p>対象者：・公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業供用開始区域を除く区域に、10人槽以下の環境配慮型浄化槽を専用住宅に設置する方 ・市税の滞納がない方 ・浄化槽を設置する前に補助金申請を行い、同年度内に設置工事が完了できる方 ・その他、浄化槽設置整備補助金交付要綱にある要件を満たしている方</p> <p>内 容：単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽）に切り替える工事に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するもの。単独処理浄化槽からの転換については、配管工事費も補助対象 ※建物の新築・建替えによる工事は対象外 (補助金額)</p> <table border="0"> <tr> <td>【単独転換】</td> <td>【くみ取り転換】</td> </tr> <tr> <td>5人槽 690,000円</td> <td>5人槽 490,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽 756,000円</td> <td>6～7人槽 556,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽 858,000円</td> <td>8～10人槽 658,000円</td> </tr> </table> <p>※補助予算額には限りがあるため、先着順での受付</p> <p>問合せ：《都市計画課 下水道係》 TEL：0277-76-1903</p>	【単独転換】	【くみ取り転換】	5人槽 690,000円	5人槽 490,000円	6～7人槽 756,000円	6～7人槽 556,000円	8～10人槽 858,000円	8～10人槽 658,000円
【単独転換】	【くみ取り転換】								
5人槽 690,000円	5人槽 490,000円								
6～7人槽 756,000円	6～7人槽 556,000円								
8～10人槽 858,000円	8～10人槽 658,000円								
住宅支援	<p>公共下水道接続促進補助金</p> <p>対象者：・公共下水道排水設備等工事計画確認申請書を提出している方 ・市税の滞納がない方 ・公共下水道受益者負担金及び分担金の滞納がない方</p> <p>内 容：くみ取り槽の水洗化や浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する方に補助金を交付する。 ※建物の新築・建替えによる工事は対象外 (補助金額) 接続工事に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）に相当する額（その額に1,000円未満の額が生じたときは、その端数を切り捨てた額）上限5万円 ※補助予算額には限りがあるため、先着順での受付</p> <p>問合せ：《都市計画課 下水道係》 TEL：0277-76-1903</p>								

分類	事業名（対象者・内容）
農業体験・就農支援	<p>貸し農園の設置(浅原体験村)</p> <p>対象者：農業体験を行いたい方</p> <p>内 容：面 積 1区画約40㎡ 区画数 110区画 利用料 年額8,000円 申 込 随時受付（利用期間は、1年間）</p> <p>○その他の施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コテージ（10人用、8人用、4人用）5棟 1棟12,000円から ・食堂、直売所、管理棟（シャワー、トイレ付き） ・そば打ち体験道場 そば打ち体験1名1,100円 ・バーベキューハウス ・貸出用農機（耕うん機） ・屋外トイレ ・駐車場70台分 <p>問合せ：《農林課 林政係》 TEL：0277-76-1937</p>
	<p>市民農園の設置(諸町市民農園)</p> <p>対象者：市内在住・在勤者</p> <p>内 容：面 積 1区画約20㎡ 区画数 132区画 利用料 年額4,000円 申 込 随時受付（利用期間は、1年間）</p> <p>○その他の施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩ハウス ・簡易トイレ ・水道 ・駐車場33台分 <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：0277-76-1937</p>
	<p>農業次世代人材投資事業</p> <p>対象者：独立・自営就農時の年齢が50歳未満の次世代を担う農業者となることについて、強い意欲を持っている新規就農者</p> <p>内 容：最長5年間で経営開始1～3年まで150万円／年、経営開始4～5年目まで120万円／年の資金を交付します。 認定新規就農者であることなど一定の交付要件があります。</p> <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：0277-76-1937</p>
就業支援	<p>起業家チャレンジ資金貸付事業</p> <p>対象者：新たに創業する者、新たな事業に業種転換する者で具体的な計画を有する者または事業開始後1年未満の者で、市税等に未納のないもの</p> <p>内 容：資金使途：創業または業種転換のための運転資金及び設備資金</p> <p>融資条件：利率（固定） 年1.7% 限度額 1,000万円 融資期間 運転資金：5年以内、設備資金：10年以内 運転・設備併用：10年以内</p> <p>取扱金融機関（申し込み先）：市内の銀行、信用金庫、信用組合</p> <p>問合せ：《商工課 商工労政係》 TEL：0277-76-1938</p>